

上 場 有 価 証 券 等 書 面

株式会社 マネーパートナーズ

* *この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券」といいます。)の売買等を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

◇手数料など諸費用について

- ・上場有価証券の売買等にあたっては、当該上場有価証券の購入対価の他に、別紙①「手数料等のご案内」に記載の手数料をいただきます。

◇上場有価証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(注)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券の発行者または、保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

注)裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

○口座開設ができるお客様の制限について

当社における証券取引口座の開設は、店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」の口座を開設されているお客様に限定いたします。

従って、証券取引口座のみの取引口座は開設できません。

当社が取扱う上場有価証券の内容および方法は、別紙②「当社が取扱う上場有価証券の内容および方法について」をご確認ください。

○上場有価証券に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券の売買等については、以下によります

・取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ

○当社の概要

商号等	株式会社 マネーパートナーズ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2028 号
所在地	〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー33 階
加入協会等	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、日本投資者保護基金 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	31 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 20 年 5 月
連絡先	コールセンターにご連絡ください。
フリーダイヤル	: 0120-860-894
E-mail	: info@moneypartners.co.jp